

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-26	第1回墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会		
開催日時	平成18年8月2日(水) 午後7時00分から 午後8時35分まで			
開催場所	墨田区役所7階 庁議室			
出席者数	委員9人(青山 侑 村上 順 山崎美貴子 石川美雅 小川 昭 須貝利喜夫 高原 純子 田口 守 吉兼鋼光) 区長 (山崎 昇) 幹事8人(田中 進(助役) 岡田 貢(企画経営室長) 坂田静子(総務部長) 永廣 修(地域振興部長) 坂本康治(企画経営室政策担当課長) 宍倉義人(企画経営室広報広聴担当課長) 安達文雄(総務部総務課長) 林 恵子(地域振興部自治振興・女性課長)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人	
議題	1. 委嘱状交付 2. 区長挨拶 3. 委員紹介 4. 区側出席者(幹事)紹介 5. 会長・副会長選任 6. 検討依頼 7. 検討委員会の公開について 8. 協治(ガバナンス)の仕組みづくりについて 9. 次回以降の日程について			
配付資料	1 墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会委員名簿 2 墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会幹事名簿 3 墨田区協治(ガバナンス)の仕組みづくり検討委員会要綱 4 審議会等の会議の公開に関する基準の概要 5 協治(ガバナンス)の仕組みづくりについて 6 すみだの協治(ガバナンス)の定義(案) 7 検討委員会における検討フロー(案) 8 次回以降の検討委員会開催予定について(案) 参考1 墨田区基本構想 参考2 すみだ やさしいまち宣言 参考3 新基本構想の各分野において、既に取り組みが進む協働事業例			

<p>会 議 概 要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状交付及び区長挨拶 2. 会長・副会長選任 <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員の互選により、会長に青山 侑氏を、副会長に村上 順氏、山崎美貴子氏を選出した。 3. 検討依頼 4. 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の会議の公開に関する基準に基づき、検討委員会について公開を原則とすることとした。 ・今後の協治（ガバナンス）の仕組みづくりの検討について、幅広く意見交換を行った。 ・次回（第2回）検討委員会については9月29日（金）19時より、第3回検討委員会については10月12日（木）13時より、開催することとした。 <p>なお、詳細は、別紙のとおり</p>
<p>所 管 課</p>	<p>企画経営室政策担当（内線 3722～3723）</p>

第1回 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会 議事録

1. 委嘱状交付

岡田幹事 お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。第1回墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会を始めます。検討委員会の会長が選任されますまでの間、司会を務めさせていただきます企画経営室の岡田と申します。よろしく申し上げます。最初に、山崎昇墨田区長より、皆様方にご挨拶申し上げます。

2. 区長挨拶

山崎区長 委員会の開催に当たりましてご挨拶させていただきます。お忙しいところ、夜分にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。そしてこの度、私どもから、この協治の仕組みづくり検討委員会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。本来ならば、お一人おひとりに私からご委嘱を申しあげるところではございますが、時間の都合等もございまして、机上配布とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

墨田区では、昨年11月に20年間の墨田区の姿として、基本構想を取りまとめました。基本構想のキャッチフレーズは「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」。区民、事業者、NPOや区がともに区をつくる、協治（ガバナンス）の考え方が示された基本構想です。また、これから10年間の行政計画となる基本計画を区議会、区民の皆さんにもご説明して、秋頃までに作成する予定です。基本構想に沿い、基本計画を策定、推進する一方で、協治（ガバナンス）についても区政にきちんと位置づけをして進める必要があります。今、区民の方に、基本構想、協治（ガバナンス）を説明する際、区民の皆さんにも区のためにいろいろな役割を担って頂くという意味であると答えていますが、ガバナンスを墨田区に進めるために、どのような仕組みを作り、実践していけば良いのかを検討していただきたいと思っています。この会に町会から2名ご参加頂いていますが、墨田区は町会がしっかりしているのに、高齢化や加入率の低下などの問題があり、活動は停滞しつつあると聞いています。これからどうしたら良いのか、現場からの意見を出して欲しいと思います。漠然とした課題で難しいところもございますが、青山先生を始め、皆様のお知恵も拝借し、協治（ガバナンス）の仕組みを作り上げていきたいと考えています。何卒よろしくお願い致します。

3. 委員紹介

岡田幹事 続きまして、委員の皆様方に自己紹介をお願いします。簡単で結構でございますので、名簿順に青山先生からお願いします。

青山委員 明治大学の青山です。区長から話がありましたが、基本構想に「協働」と書いている区はいくつもあります、「協治（ガバナンス）」とまで書いた区は墨田区だけです。このような会に参加できて光栄です。

村上委員 同じく明治大学の村上と申します。法律学、行政法、自治体法が専門です。横浜市に住んでいましたが、この7月に引っ越して、墨田区民になりました。ガバナンスとは協治と訳されますが、詳しく述べるとなると、大学の講義になってしまいますので、別の機会にします。ガバナンスということ墨田区に定着させたいと考えています。

石川委員 石川です。墨田区で2つの会社経営とすみだライフサービスというNPO法人を運営しており、最近、区との協働事業ですみだ子どもサロンという専業主婦を対象としたワンコイン保育を始めました。大変好評で7月の利用者数は500人、年間利用者数も6000人になりそうで、NPO法人と区の協働事業の成功事例にしたいと思うとともに、区と協働することのメリットも実感しています。また、基本計画のワークショップのメンバーとして参加し、協働の仕組みづくりについて区長の前で発表しました。ガバナンスには興味を持っ

ており、住民が、区役所に要求するばかりではなくて、自分たちも一緒になってどこまでやっていくのかなど提案できればよいと思っています。

小川委員 ボランティアサークル連絡会の小川です。障害者ボランティアのグループに関わり、手話などのボランティアを行っています。基本構想を読んでびっくりしたのですが、墨田で参画社会が本当に可能かと考えていたら、それを一気に乗り越えて、協治とまで書いてある。いろいろと皆さんに教えていただきながら、ボランティアとして、どういった役回りがあるのだろうといったことを勉強していきたいと思っています。まだ山崎委員が見えていないのですが、私達活動のバイブル的存在でいらっしゃるの、大変心強く思っています。

須貝委員 公募委員の須貝です。この会議の委員に応募させていただいた理由ですが、行財政改革の委員もさせていただいている中、協治（ガバナンス）は、行財政改革と切り離せないものだと当初より感じておりました。つまり、自己責任と受益という両方がある、区は始めて変わっていくのだと思っています。これから話を進める中で考えが変わるかもしれませんが、区民が勝手にという意味ではなく、自由に使える 1 億円の予算を付けてくれたら、みんなで創意工夫ができるようになって考えています。区政の一翼を担いたいと思っています。

高原委員 高原です。一寺言問の防災まちづくりをしています。一昨年前から基本構想、基本計画のワークショップにも参加していました。この 20 年間、区と協働で防災まちづくりを続けており、その延長で意見を出していきたいと考えています。

田口委員 東向島二丁目の田口です。近くに生涯学習センターがあるところで、昔は区役所の第 2 庁舎がありその周りには飲食店が多かったのですが、今は少なくなっています。時代の流れでこれからはいろいろなことが変わっていくと思っていますが、町会はしっかり守っていききたいと思います。

吉兼委員 亀沢一丁目の町会長をしている吉兼です。工場跡地にマンションが建ち、マンション住民と町会の関係がなかなかうまく行かないので困っています。個人的には社会福祉協議会の送迎バスの運転ボランティアをしています。

4. 区側出席者(幹事)紹介

岡田幹事 本日の会議には、区職員も検討委員会の幹事として参加させていただいておりますので、紹介させていただきます。

田中幹事 助役の田中です。

岡田幹事 企画経営室長の岡田です。

坂田幹事 総務部長の坂田です。

永廣幹事 地域振興部長の永廣です。

坂本幹事 本会議の事務局を務めさせていただきます政策担当課長の坂本です。

宍倉幹事 広報広聴担当の宍倉です。

安達幹事 総務課長の安達です。

林幹事 自治振興・女性課長の林です。よろしくお願ひします。

5. 会長、副会長選任

岡田幹事 続きまして、会長、副会長の選任でございます。会長、副会長の選任に当たり、その選任方法について事務局から説明します。

坂本幹事 資料3「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会設置要綱」に会長、副会長選任の規定がございますので、ご説明させていただきます。要綱第5条をご覧ください。まず「会長は委員の互選により定める」ということで、会長につきましては皆様方の互選で決めていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

岡田幹事 要綱第5条に基づき、互選により定めるという形で、皆様方からご意見を伺いたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

石川委員 今まで墨田区基本構想審議会の会長も務められた青山先生が、この分野では第一人者でありますし、墨田区にも造詣が深いので、適任だと思うのですが、どうでしょうか。

岡田幹事 皆様、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

岡田幹事 それでは、検討委員会の会長に、青山委員を選任させていただきたいと存じます。青山先生、大変恐縮でございますが、これから会議の進行をお願いいたします。

青山会長 「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会」の座長に選ばれ、光栄です。どうぞ宜しくお願いいたします。今日配られております基本構想の冊子の区長挨拶の中でも書かれておりますが、ガバナンスを一言で表現すれば、みんなでやっていくということです。既に墨田ではやっている面もありますが、単なる参加、参画に加えて、地域でやっていくということです。福祉やまちづくり、環境などいろいろな取り組みが唱えられる中、出てきた考え方ですが、その割にはまだ日本の社会は、それほど飛躍的にガバナンス社会になっていない。そこが問題であり、問題意識があるので敢えて基本構想に「協治（ガバナンス）」という言葉を使ったのだと思います。

第3の分権といわれています。第1の分権は国から都道府県へ。第2の分権は都道府県から区市町村へ。第3の分権は、区市町村から地域へ意思決定の場が移ることです。さらに、これからは4セクの時代になると言われています。第1セクターは政府や自治体、第2セクターが民間、第3セクターが政府や自治体と民間の共同体だったわけです。そして、第4セクターである地域の市民活動団体が、社会の中で非常に重要なウエイトを占めてくると、15年ほど前から言われていたことです。勿論、以前に比べてウエイトは高まっておりますが、まだ言われていたほどまでには至ってない。しかし、実際には、福祉でいえば介護保険、そして地球環境問題など、いろいろと地域でやっていかなければいけない課題だけが増えてきているということが現状です。そこをどうするかということも、この検討委員会の課題のひとつだと思いますので、そういった意味でも、大事なテーマだと思います。皆様のお知恵をお借りして一緒にやっていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。（一同拍手）

それでは、議事に入りたいと思っております。まず副会長の選任ですが、資料3の要綱第5条に「副会長は2人とし、委員のうちから会長が指名する」ということになっております。私としては、村上先生と山崎先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

青山会長 それでは、村上先生、山崎先生、一言ずつご挨拶をお願いします。

村上副会長 「ガバナンス」について一言お話ししたいと思います。ガバメントについては、ローカル・ガバメント、地方政府というのですが、ガバメントは、信託というものと関連します。信託は、専門家に託して財産を増やすということで、今日では、投資信託といったものがわかりやすい例だと思います。が、財産管理にとどまらず、より広い意味で、また新しい意味で、「フィディシアリー」(fiduciary)という言葉があります。「信託」と訳されています。お医者さんと患者の関係で、医療をほどこしてもらう、弁護士と依頼人の関係で、訴訟をまかせるといったものがわかりやすい例です。ズブの素人が専門職の人に「おまかせする」関係です。ローカル・ガバメントも同じで、住民が、政治や行政を「地方政府」におまかせしちゃうという関係もそうです。しかし、信託という考え方が登場してくるにつれ、専門家に任せきりで良いのかということで、専門家と非専門家の非対称性を埋める仕組みが考えられるようになりました。例えば、ディスクロージャーとか。インフォームド・コンセントという形で情報提供をしたり、なるべく理解できるように患者さんに説明する中で、治療の仕方についてどちらを選びますかというように選択させたり、情報の非対称性、不平等性を少しでも緩和しようというのが、信託あるいは信託の考え方です。

しかし、ガバメントに対する信託、信託ではなく、何故「ガバナンス」というかと言うと、それが「協治」ということですが、自治体、行政の場合、住民は全くの素人なのかというと、そうではなく、地域の専門家ではないかという意識なのです。むしろ住民の方が知っていることがあるのではないか、そういった意味で同じ専門家同士ではないのか。そういったことが今日、認識され始めてきたわけです。すると、お任せ自治ではなく、自分の方がむしろ専門家であるから、こうしたら自治体を変えられるのではないか、こうしたらいいのではないかというような提案を実際にやっていく。そのような住民が増えてくるなど、社会が成熟してきたという社会背景があるわけです。それと同時に、昔は良い会社に勤めれば一生安穩に暮らせるということで、学力競争をしてきましたが、今は会社に頼れない。では会社を辞めた後に何処に戻ったら良いのか、会社ではなく地域という中に自分の生きかた、有りかたを考える事はできないか、といったことで地域に目を向けるような形で人生を全うしよう、という考え方の人が多くなってきました。そういった人が出てきて、地域の中に専門性の高い人が増えてきたわけです。そういった意味で、私たち住民がむしろ地域の専門家ではないかということで、自治体の職員あるいは議員さんと同じような力量があるのではないか。つまり、ガバメントと信託概念、ガバメントと政府という考え方に対して、住民が地域の専門家として自治体に参画する、あるいは変えていくという考え方が、今、定着しつつあるのではないかと思います。

そして、この「ガバナンス」には二つあり、一つは自治体でも不祥事などが起きる可能性もありますので、コンプライアンス、法令遵守といったことで法令違反的なことをやらないように監視する。もう一つ積極的な意味での「ガバナンス」として、行政改革的な意味合いがあります。どのように地域を変えたら、少ない経費で最大の効果が上げられるだろうか。これまでお話ししたように、専門的な知識とかセンスを住民が持っているのではないかとということで、自治体を変えるという意味合いでの「ガバナンス」概念が登場してきたのではないかと思います。まだまだ「ガバナンス」についてお話ししたいことがあります、今日はここまで。(一同笑・拍手)

山崎副会長 山崎と申します。墨田区には幾つかの社会福祉法人、特に先駆的な社会福祉法人があり、例えば興望館という施設がありますが、そこはまさに「ガバナンス」をやっているところなのかなと思うことがございます。私が専門にやってまいりましたことは、地域とかNPO、あるいは住民サイドからの様々な協働・参画でございますので、「ガバナンス」という考え方は、やはりパートナーシップをどう住民と一緒に作っていくのかということや、コラボレーションというものをどういった形で作っていくのかということが大きな柱になっていると思います。

先ほど村上先生から、住民の法令遵守、監視の役割というお話がありましたが、私達ではよく番犬の役割という言い方をします。また、そういった役割がある一方、もう一つ、実は地域の中にはいろいろな資源があるのに、その資源と行政が長い間住み分けてしまったのではないか、この住み分けをいろいろな形で「協働」の形に作り変えていく仕組みを作ってい

く。本当の意味での「参画」。「参加」ではなく「参画」というものが、具体的にどのように進んでいくのか、一緒に議論する場ができたということについて、本当に有り難いと思っております。私の願いは、市民参画のまちづくりと申しますか、ソーシャル・キャピタルなどという信頼のある社会とか、あるいはその中での「協働」の機会とか、ともに勉強していく社会、そういったことを進めていく中で社会に厚みがついてくるのではないかと。墨田の地域の厚みづくりというような、そういった場面に今回、出会うことができ、本当に幸せです。宜しくお願いします。（一同拍手）

6. 検討依頼

青山会長 それでは、改めてこの検討委員会に対して、区長から諮問をいただきたいと思っております。

山崎区長 「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会」についての諮問をさせていただきます。「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり設置要綱」第2条の規定する事項についてご検討のうえ報告くださいますようお願いいたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

青山会長 では、いただいた諮問を配付しますので、確認をお願いします。鋭意報告をさせていただき方向で頑張りたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。区長は他の公務がございますので、ここで退席されます。

山崎区長 では、ここで退席させていただきますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

7. 検討委員会の公開について

青山会長 それでは、本題に入る前に、この委員会の会議の公開ですとか、議事録の取り扱い等のルールについて事務局から説明してください。

坂本幹事 まず第一にこの会議は録音をさせていただいておりますので、宜しくお願いいたします。そして、資料4「審議会等の会議の公開に関する基準の概要」の規定のとおり、区の附属機関等の会議の際にはその会議を原則公開するという事で、本日も傍聴にお見えになっている方がいらっしゃいます。また、議事録を作成させていただき、議事録の公表を行うということが原則とされています。皆様方にご了解いただければと思います。

青山会長 只今、説明がありました「審議会等の会議の公開」についてですが、宜しいでしょうか。

委員一同 異議なし。

8. 協治（ガバナンス）の仕組みづくりについて

青山会長 では次に、今後の検討スケジュール等を含めて、事務局から諮問内容の検討事項について、説明をしていただきたいと思っております。

坂本幹事 それでは、資料5、6、7について説明させていただきます。

青山会長 区長の諮問の背景にある区の方考え方と、今後の検討スケジュール等でしたが、今日は第1回目ですので、自由に意見交換をしたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

高原委員 区の基本計画づくりにあたり、ワークショップで「協働の仕組みづくり」を検討してきたが、「協働」ということが分かりづらく、途中、意見が分散し、なかなかまとまりませんでした。しかし、そのワークショップで一定の提言をまとめたので、その成果を今後の資料に入れていただきたいと思っております。

坂本幹事 次回、用意させていただきます。

石川委員 すみだ子どもサロンは区に補助金を出していただき、運営はNPOということになっています。1時間500円という価格は、人件費について総額制にして実現できるようになりました。ガバナンスを進めていくうえで、行政と各主体について補助とか委託とかしつかりとルールを取り決められればいいかなと思います。

須貝委員 検討委員会における議論において、その方向性が決まってく中、もう一方の当事者である行政の本当の意識改革が最初にないと、その方向性について結局何も変わっていかないということになると思います。今までと全く違うやり方、枠組みになっていく中で、行政がどこまで門戸を広げられるのか、そういったことは仕組みづくりに必要なかどうか、少し疑問に感じています。

岡田幹事 公共の考え方が変わる中で、社会をつくる第三の市民、公務員市民として、行政を担っているものが地域の中に入れるかどうか大きな課題であると思っています。当然、私達はこの墨田区に働いていますから、公務員としての立場、スタンスを片方で守りながら、公務員が地域の中で何かをやるということについても、もちろん区に住んでいる者もおりますので、かなりのことができると思います。

田中幹事 基本構想の議決にあたり、区議会では特別委員会が設置され、今回の基本構想の大きなテーマは、やはり「協治（ガバナンス）」だということで、多くの議員さんからも、今お話があったように、職員の意識改革なしに協治（ガバナンス）は実現しない、その辺がとても大きな課題だと指摘されました。皆様にこういった議論の中でも、我々行政職員に求められるものは何かいろいろなお考えを示していただきたいと思います。

青山会長 須貝委員の行政も変わらなければいけないという意見に対し、岡田幹事は職員も一人の市民としての立場で参画するということを述べられ、田中幹事はストレートに答えられたわけですが、区議会でも今回の基本構想の議論にあって、職員も変わっていくべきという話でした。岡田幹事が言われたことの補足をすると、公共と民間といった場合、これまで公共は政府とか地方公共団体のことだったわけですが、今は、その公共に、市民、市民の力、市民がつくった第三者機関等が加わるなど、公共の概念がとても広がってきています。ですから、実は協治（ガバナンス）といった場合、市民・民間が変わるだけではなく、その民間活動に対する公共からの関与、コントロールの仕方、場合によっては民間マーケットでは監視員が必要なわけですから、そういったものを行政がやるだけではなく、市民の代表が直接監視するようなメカニズムも必要だというのが、ガバナンスの考え方には全部ではないのですが、そういった考え方もあると思います。

須貝委員 最初の信頼の部分が、協治の前提になると思います。行政が大きく変わるというより、より発展していくのだと思います。そういった部分で、今後、いろいろと考えていきたいと思います。

青山会長 もう一つ、市民の側も変わっていくことがないと、その相互作用で行政が変わっていくことがないということもまた事実としてあるかと思っています。

須貝委員 押したり引いたり、というようなこともありますし。

青山会長 はい、そのとおりだと思います。弁証法的にお互いに影響し合う。そういった考え方ですね。

石川委員 先ほど高原委員もおっしゃっていましたが、基本計画ワークショップのときに「協働」という言葉の意味などについて、最初、何だかよくわかりませんでした。しかし、提言をまとめなければならぬということで、一生懸命議論をしました。その際、皆で検討してきたことの内容ですが、今物凄く住民サイドからの要求が多様化していますが、それを今までどおり行政が全部公共サービスとしてどんどん提供していったら、予算は幾らあっても足りないし、税金はどんどん膨れ上がってきます。一方で、先ほど須貝委員もおっしゃっていましたが、一億円を区民が自由に使えるということのように、区民が税金の使い方について協議できるようなルールがあっても良いのではないかと思います。そして、新しい事業を行政と一緒に「協働」で作り上げていく。しかし、そこでまた、予算の問題が必ず出てくると思うのです。行政がある程度の予算を示して「協働」していくべきか、また基金などを作って、多くの主体の人達が議論していくべきだといった話も聞いたことがあるのですが、結局「協治（ガバナンス）」には、どういったことまで含まれているのですか。

青山会長 「協治」というのは名訳だと思います。もともとガバメントではなく、「ガバナンス」と言い出したのは、ヨーロッパやアメリカです。その場合に、先ほど村上先生が非対称の関係とおっしゃっていたように、要するにどちらが上でどちらが下だということではなく、対等の関係、これがとにかく出発点です。縦の関係がガバメントで、横の関係が「ガバナンス」だと絵ではよく示していたのですが、お金の関係で言うと、従来地域政府が担っていたことを更に狭い地域で担うのであれば、お金の配分をどうするのかという問題が当然出てきます。自治体のやる仕事を税金で賄っている中、地域住民がやる仕事を全て地域住民のお金で賄いなさいというわけにはいかず、そのお金の仕組みをどうするのかという問題が当然出てくるわけで、その場合、どこで線を引くか課題があると思います。

先日、私達の大学院で、ジョン・ピエールという「ガバナンス」を唱えている外国の有名な先生を呼びまして、丸一日話を聞きました。結論として「ガバナンス」の考え方は、其々の国の考え方ですと「ガバナンス」を一生のライフワークとしてやっている先生もそうしているわけですから、むしろそれが「ガバナンス」の特徴なのかもしれません。「ガバナンス」という概念自体が全世界で、いろいろと議論されていてまだ定説もないのですから、逆に定説が無いだけに、墨田区において、墨田区なりのルールを皆で作ってあげれば良いと思います。

坂本幹事 参考資料3に、町会・自治会、NPO、ボランティア等々区民の皆様方が、いろいろな分野で普段から活動されているわけですが、私どもが思いつくままに様々な分野でこのような活動があるということをご紹介した資料を作りました。是非これも参考にしていたいただければと思います。

小川委員 この資料を見ると、今まで自分たち区民がやってきたことと何ら変わらないのではないのかと思います。この資料はただ、私達であればボランティア活動とだけのことではなく「協治」という名前に変えて、こういった事例があるということを出しているだけではないですか。行政がやらなければならない仕事と、民間でもできるという仕事をきちんと責任を持って役割分担しよう、というところに基本構想があるのではないのでしょうか。例えば、今では、区の学校給食や土木の殆どの仕事が業者委託になっています。別に、区の職員でなくても、専門的に任せられることがあれば任せていくということで、ずっと悪かった墨田の財政がどうにか持ち直し、より良い区にしようという動きがあったわけです。そのような中で「協治」ということであれば、例えば、生涯学習センターを運営するNPOにも補助金は出さず、きちんと自立してやりなさい、できないであればもう一度考え直しましょうというような形でやっていかないと。お互いが平等の立場で役割分担をしてやっていくのが「協治（ガバナンス）」ということであれば、本来の協働の形までもいっていないような気がするのです。先ほど私が区民参加、区民参画型社会から、一気に「協治・ガバナンス」まで基本構想は飛んだのですねといったのはそういうことで、そこまで求めていない、今回の検討はどうやって地域の人と一緒に力を合わせて、こういった墨田区にしていきたいか、今後3年の土壌作り程度の話であれば、納得ができるのですが。公園愛護委員会といっても、墨田

区にはたくさんの公園がありますが、まだ少ないですよ。本当は、花を綺麗に植えたいと思ったら、近所の花好きの方に植えてもらって、手入れをしてもらえば行政がお金を出すことはないのです。今回、そのようなところまで検討がいくのかということを考えないと「協治」にならないのではないですか。

青山会長 良い考え方かと思います。今回の諮問に、協働の仕組みとも書いてありますから、区がやらないで、地域や民間にやらせればということをお達が提言してもいいと思いますが。

小川委員 新聞に学童クラブの問題が載っていましたが、行政がやるのではなく、民間に全て任せたり、委託したりすれば、より細かい面倒を見てもらえるなど、いろいろ解決できるとありました。ただ、職員が反対するかもしれないですが。

青山会長 いや、新聞の記事は知らないですけど、学童についていえば、全国の地方公共団体によってやり方は千差万別です。区立中心にやっているところもあれば、そうではなく市民活動だけでやっていて、行政は一部補助金を出しているだけというところもあれば、その形はいろいろです。ただ、それは、今回の「協働」の仕組みについての答えの一例としてあり得るわけですが、具体的に仕組みづくりといった問題ではないと思います。

高原委員 しかし、今回の議論はこういったことから出発していくのではないのでしょうか。公園の愛好会などが現実にあっても、公園の管理については、役所がやるのが当たり前だと思っている方がたくさんいらっしゃるわけです。これから私達が検討するうえで、区民の一人ひとりが自分も区に参加しているのだというような自覚を持っているように、今回の話し合いをするのだと私は思っています。そして、区に言われたからやるとか、区が予算を出してくれないからやれないとか、それが現実的な区民の意識だと思うのです。しかし、そうではなく、私もまちづくりの活動をしていますが、行政が作るまちづくりだけでは絶対にまちは良くなりません。住民が入ってまちづくりをしないと、まちは決して良くなりません。ですから、役所がやってくれるのを待つのではなく、住民が積極的に参加して、住民も汗を流して、計画を立ててこそ、まちが良くなるのだと思います。そういったことを考えていくことが、この「協治」に繋がっていくのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

須貝委員 スタート地点として、分かり易いモデルを出してもらっているもので、参考事例が「協治」ということで全てここに結果を求めてはいないと思います。墨田区らしい「協治」というものを、この検討委員会の中で発展性を考えていけばいいのではないのかなと思います。問題があるとしたら、地域で盛り上がっている地域、そういう人が集まってくる地域とそうでない地域が当然出てくると思いますから、上手くいっている事例などの情報公開が必要だと思います。例えば、この場だって、まだ知らない人がたくさんいるわけですから、こういう情報をみんなに発信することがスタートになるのだと思います。

山崎副会長 ちょっと議論が混乱しているようですが、この基本構想の中に示されていることは、区民、地域、NPO、企業、区がそれぞれの役割分担をもとに連携し、地域の様々な課題を解決しながら、これからの墨田をつくっていかうということです。まず「連携」や「協働」という概念は違う概念であり、これをはっきりさせる必要があります。ある状況があって、ある状況を行政が支える。あるいはあるひとつの事業があって、例えば資金的に支えるということなどは「支援」。次に「連携」という考え方は、お互いにそれぞれの主体があって、資料5の3ページの図でいえば、それぞれの主体がそれぞれの役割を担う。さらに「協働」はある目的に向かって、NPOや企業、行政など様々な主体がその地域の課題と一緒に考えて知恵を出し合い、それぞれの責任によって行動していく関係を形成していくことによって、まちが変わっていく。そういったことが、「ガバナンス」の考え方前提になる「協働」という考え方なのです。

私は、10年位前に国の審議会で、この「協働」という言葉を使おうとしたのですが、その当時の字引にはまだありませんでした。というのも、もともと生物学の用語で、地面があって、木が伸びていく。地面の滋養を一杯吸って、木が大きくなってくるとき、太陽や空気があたって、さらに木が、ますます伸びていく。この関係を生物学的に「協働」というらしいのです。まだ「協働」という概念が、今のように、一般的に使われていなかったのも、その当時の字引では「共に同じ」というような言葉が先行していました。この用語も今ではどこでも使えるようになったのですが、その当時はあまり流行っていないといえますか、国の用語としては使えませんでした。ですから、「連携」は「連携」、「協働」は「協働」、「支援」は「支援」。それぞれの言葉に概念の違いがあり、参考資料3には、連携型の事業が多いのかなと思います。

村上副会長 お話を聞き、墨田は既に「ガバナンス」になっているのではと感じました。しかし、今、墨田のこういった部分が課題になっているのかまだ課題が見出せないのですが、課題があってそれを解決するために、今後「ガバナンス」の概念で変えていこうということかと思えます。今回の話では、行政と住民との関係で「ガバナンス」を捉えています。その場合、自治体当局を構成する職員についての自己規定といえますか、自らが「かくありき」とか、自治体職員は法律では単なる補助職員となっていますが、補助職員ではない独自の存在性を住民にアピールするような、そういった宣言的なものがあるかということかと思えます。

もうひとつは行政と住民の関係に加え、では議会はどうなのかということ。議会をはずしてストレートに、自治体当局と住民との「協働」ということになると、議会・議員の役割はどうなるのかということかと思えます。法律的にこういった制度があるのだということだけではなく、議会の役割も「ガバナンス」の中でこういった役割を担うのかという自己規定のような表現、あるいは制度化を打ち出すべきことも自らあるのかと思えます。やはり議会も含め、自治体と住民との「協働」が有り方、そういったことでどのような課題について取り組み、どう役割分担するのか、今回、打ち出す必要があると思えます。また、さらに財源の問題や時間管理の問題もあるわけで、墨田の当面の大きな協働目標とともに、協議会のようなものや、さらに住民の役割というものが仕組まれると「基本構想」の肉付けがしっかりとできると思えます。

青山会長 ありがとうございます。今日は特別何かをまとめるということを目的にしていませんが、出発点として、いろいろな論点が出たと思えます。諮問事項として「協働（ガバナンス）の仕組みづくり」ということが大きな諮問で、その中に「協働の進め方」とありますが、今回、話が出た「協働」の具体的事例を出すのか出さないのか。今のところは枠をはめないで議論していきたいと思えますが、諮問では「仕組みづくり」といっていますので、最終的にはそういった中での仕組みを提言していくということになると思えます。それから、区民がフリーに使える予算という提案も出されましたので、提起された論点ということでお互いに意識していきたいと思えます。あと、行政側がどう変わっていくのかというお話もありました。そういったことも念頭に入れて、次回は、区民ワークショップからの提言も提出していただくことになっておりますので、今後、それらを出発点に、今回、問題提起された論点についても、更に議論を深めていくということにさせていただきたいと思えます。それで宜しいですか。ではそういったことで進めさせていただきます。事務局のほうから予定等についてどうぞ。

9. 次回以降の日程について

坂本幹事 それでは、資料8に、本検討会の予定を記載させていただきましたが、第2回目は9月29日午後7時から、第3回目は10月12日午後1時からご検討をいただければと思います。

青山会長 それでは、遅くまでありがとうございます。第1回はこれで終わります。

以上